

返戻金制度について

1. 当社の紹介により採用決定者（求職者）が、入社後 90 日以内に一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合には、受領した紹介手数料の一部について、以下の基準に従い求人者へ返金いたします。

ただし、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、労働関連法令等に違反し、それを理由として採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、当該返金はいたしません。

- (1) 入社後 30 日以内で退職した場合は、紹介手数料の 80 %を返金
- (2) 入社後 31 日以上 90 日以内で退職した場合、紹介手数料の 50 を返金

2. 派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。 また、有料職業紹介契約書により本制度とは別の定めをする場合があります。